

社会福祉法人 光音会
特別養護老人ホーム「巽さくらら苑」
運 営 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 光音会が設置運営する指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 巽さくらら苑(以下「施設」という。)の管理運営について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行なう者をいう。)、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(名 称)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称： 指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム「巽さくらら苑」
- (2) 所在地： 大阪市生野区巽中1丁目5番8号

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は、指定介護老人福祉施設「巽さくらら苑」を60名とする。

第2章 職員に関する事項

(職員の区分及び定数)

第5条 施設に置くべき職員の職種及びその員数は、指定短期入所生活介護事業と併せ、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 施設長(管理者) | 1名 |
| (2) 事務員 | 1名 |
| (3) 生活相談員 | 1名 |
| (4) 介護職員 | 21名 |
| (5) 看護職員 | 3名 |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名 |
| (8) 医師 | 1名 |
| (9) 栄養士 | 1名 |
- 2 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者とする、但し、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。
- 3 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 4 第1項第5号の看護職員のうち、1人以上は常勤の者でなければならない。

- 5 第1項第7号の介護支援専門員は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第7号の介護支援専門員は、当該施設の他の職務に従事することができる。
- 7 本条1項第1号から9号の規定にかかわらず必要に応じてその員数及び他の職員を置くことができる。

(職 務)

第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた者が職務を代行する。
 - (2) 事務員
施設の総務、庶務及び会計事務に従事する。
 - (3) 生活相談員
入所者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
 - (4) 介護職員
入所者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
 - (5) 看護職員
入所者の看護、保健衛生の業務に従事する。
 - (6) 機能訓練指導員
入所者の機能訓練を担当する。
 - (7) 介護支援専門員
入所者の介護支援に関する業務に従事する。
 - (8) 医師
入所者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
 - (9) 栄養士
給食管理、入所者の栄養指導に従事する。
- 2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

第3章 運営に関する事項

(入退所)

- 第7条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」とする。）を提供するものとする。
- 2 施設は、正当な理由なく、施設サービスの提供を拒まないものとする。
 - 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難な場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
 - 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、入所者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
 - 5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。
 - 6 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
 - 7 施設は、入所者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及び家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
 - 8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者が施設のサービスを受ける際には、入所者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得るものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行ない、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護度認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期限満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

第12条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を当該入所者の被保険者証に記載するものとする。

(利用料などの受領)

第13条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、別表に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

4 施設は、前項別表に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者及び家族の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

(施設サービス計画の作成)

第15条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画作成に当たっては、適切な方法をより、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

3 介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設サービスの取扱方針)

第16条 施設は、入所者の要介護度状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等に応じて処遇を妥当適切に行うものとする。

- 2 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行うものとする。
- 3 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第17条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- 5 施設は、入所者に対し、前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 施設は、常時10名以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、入所者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な温度で、適切な時間に行うものとする。

- 2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第19条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第20条 施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、入所者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第21条 施設は、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第22条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しないものについては、この限りでない。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き)

第23条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。

- 2 施設は、前項の身体的拘束を行う場合には、次の手続きにより行うものとする。
 - (1)「緊急やむを得ない行動制限に関する説明及び同意書」に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記し入所者又は家族に説明し同意を得るものとする。
 - (2)「緊急やむを得ない行動制限に関する経過観察・再検討記録」に入所者の日々の心身状態等を記録し、その他の方法がないか改善方法について担当者による検討会議を開き検討するものとする。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第24条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3ヵ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することが出来るようにするものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護度状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第26条 施設の管理者は、専ら施設の職務に従事する常勤の者とする。ただし、施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第27条 施設の管理者は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 施設の管理者は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(入所者の注意義務・禁止行為及び留意事項)。

第28条 入所者は施設利用にあたって下記の注意義務を有し施設運営上禁止行為を定めるものとする。

- (1) 入所者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとする。
- (2) 入所者は、サービスの実施による予防のための措置(予防接種、検査、治療、消毒等)に協力するとともに居室の変更及び安全衛生上等の管理上の必要があると認められる場合には、施設及び職員が入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとする。ただし、その場合、職員は、入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとする。
- (3) 入所者は、施設の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するかまたは相当の代価を支払うものとする。
- (4) 入所者は次の各号に該当する行為をすることは許されない。
 - イ 職員又は他の入所者に対する危害
 - ロ 職員又は他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行

うこと。

ハ その他決められた以外の物の持ち込み、又は施設運営管理上の規則に違反すること。

(5) 入所者は施設利用にあたって下記の留意事項を守るものとする。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| イ 面会 | 午前9時から午後7時までとする。 |
| ロ 外出、外泊 | 事前に届け出するものとする。 |
| ハ 飲酒、喫煙 | 定められた場所とする。 |
| ニ 設備、器具の利用 | 事前に職員に申し出るものとする。 |
| ホ 金銭、貴重品の管理 | 入所者の責任で管理するものとする。 |
| ヘ 所持品の持込 | 一定量に制限するものとする。 |
| ト 施設外での受診 | 入所者の自由とするが事前に看護職員に相談するものとする。 |
| チ 宗教活動、政治活動 | 禁止します。 |

(勤務体制の確保等)

第29条 施設は、入所者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

2 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第30条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第31条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えて、定期的避難、救出その他必要な訓練を夜間想定を含め年2回以上行うものとする。

(衛生管理等)

第32条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協力病院等)

第33条 施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、協力病院を定めておくものとする。

2 施設は、協力歯科医療機関を定めておくものとする。

(掲 示)

第34条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第35条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(広 告)

第36条 施設は、当該施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものにしないこととする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等禁止)

第37条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(苦情処理)

- 第38条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域等との連携)

- 第39条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(権利擁護の推進)

- 第40条 施設は、入所者の権利擁護のために、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用の推進に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第41条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

- 第42条 施設は、施設サービスの事業会計とその他の事業の会計とを区分するものとする。

(記録の整備)

- 第43条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第44条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（例えば、虐待防止に関する責任者の選定及び設置、成年後見制度の利用支援、介護相談員の受入等）
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(雑 則)

- 第45条 この規程に定めるものの他、必要な事項は管理者が別に定めることができる。

(変更の手続)

- 第46条 この規程を変更する場合は、理事会の承認を得、評議員会の同意を得て行うものとする。

- 附 則 変更後の規程は、平成15年3月1日から施行する。
- 附 則 変更後の規程は、平成16年3月8日から施行する。
- 附 則 変更後の規程は、平成18年5月28日から施行する。
- 附 則 変更後の規程は、平成19年11月25日から施行する。
- 附 則 変更後の規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 変更後の規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 変更後の規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 変更後の規程は、平成27年8月1日から施行する。
- 附 則 変更後の規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 変更後の規程は、令和元年10月1日から施行する。

(介護報酬改定に伴う形式的変更のみ)

附 則 変更後の規程は、令和7年8月1日から実施する。

附 則 変更後の規程は、令和8年8月1日から実施する。

第13条第3項別表

(1) 食事の提供に要する費用		1, 545円/日
(2) 居住に要する費用	従来型個室 多床室	1, 231円/日 915円/日
(3) おやつ代		実費 (税込み)
(4) 特別な食事代		実費 (税込み)
(5) 理美容代金	カット パーマ 顔そり	1, 800円/回 3, 800円/回 600円/回
(6) 預金管理費		1, 000円/月
(7) リクレーション・クラブ活動の材料費	書道クラブ 絵画クラブ	100円/回 200円/回
(8) 複写代		10円/枚 (税込み)
(9) 前各号に掲げるものの他、施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。		実費
(10) 電気器具使用料	1器具当たり	20円/日 (税込み)
(11) 喫茶 (コーヒー・紅茶等)		50円/杯
(12) 日常生活品費		1, 500円/月

- ※1 食事に要する費用及び居住に要する費用については、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とします。なお居住に要する費用について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する方にあつては、多床室の費用の額の支払いを受けるものとします。
- ※2 居住を要する費用について、入院中又は外泊中は居住費を徴収できるものとします。ただし、入院中又は外泊中のベッドを短期入所生活介護等に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者等より短期入所の滞在費を徴収するものとします。
- ※3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヵ月前までにご説明致します。